

発行日：令和 4 年 7 月 1 日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：永澤 祐美子

中小企業者向け所得拡大促進税制の概要

今回は、中小企業者向け所得拡大促進税制(法人：R3.4.1～R5.3.31 までの期間内に開始する事業年度、個人事業主：令和 4、5 年分がそれぞれ対象) について、ご案内したいと思います。

所得拡大促進税制とは、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から控除できる制度です。

① 通常の場合

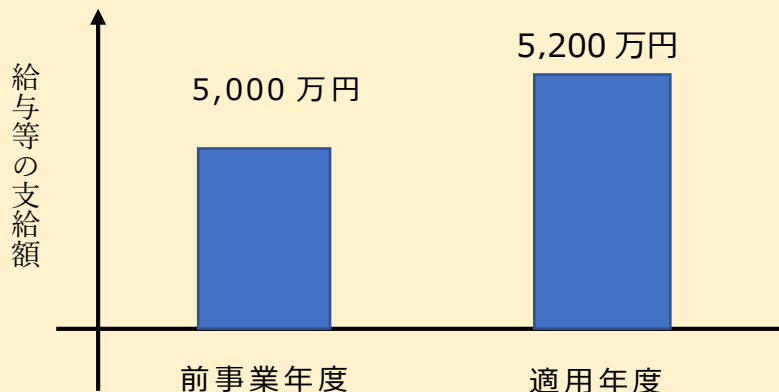
【適用要件】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5%以上増加。



【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の 15%を法人税額又は所得税額から控除。ただし、法人税額又は所得税額の 20%が上限。



$$\frac{5,200 \text{ 万円} - 5,000 \text{ 万円}}{5,000 \text{ 万円}} = 4.0\%$$

※要件を満たす

② 上乘せの場合

【適用要件】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5%以上増加しており、かつ、次のいずれかを満たすこと。

ア.教育訓練費が前年度と比べて 10%以上増加していること。

イ.適用年度の終了の日までに中小企業等経営勉強法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基好づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること。



【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の 25%を法人税額又は所得税額から控除。ただし、法人税額又は所得税額の 20%が上限。

実際にこの制度を適用する際は、もう少し細かい条件がありますので、詳細は弊社の担当者までご確認下さい。

(宮崎 一佳)

あ と が き

今年の梅雨はあっという間に明けてしまい、急に猛暑がやってきたようです。
みなさまいかがお過ごしでしょうか？

7月4日は七(なな)四(し)で「なし」の語呂合わせから、梨の日と制定されているそうです。

果物のなかでいちばんと言っていいくらい梨が大好きです。

私は溝の口に住んでいますが、近くを流れているニケ領用水沿いに、梨農園があって直売もしています。

休みの日には散歩をしながら、直売の梨が出るのを楽しみにしています。

適度に運動をして、とれたての梨で水分をとって、夏バテをしないように心がけたいと思います。

皆様も体調には留意され、くれぐれもご自愛くださいませ。

(永澤 祐美子)

税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ株式会社

川崎市川崎区東田町 11-22 F T Kビル 5F

☎044-230-4110 📠044-230-4111 U R L :<https://partners.co.jp>

【アクセス】



電車の場合

JR線・京急線川崎駅南口徒歩8分
駅から新川通りをまっすぐ向かい、第一京浜の交差点
「新川橋」信号を左折してください。
(1Fにドコモショップのあるビルの交差点です)
曲がって3つ目にあるFTKビルの5Fが事務所です。

お車の場合

○東京方面・横浜方面から
第一京浜→「新川橋」交差点そば。
総合新川橋病院の向かいのFTKビルの5Fが事務所です。